

「日本医師会 第4回医業税制検討委員会」報告

日 時 令和5年7月5日（水）午後4時～6時
場 所 日本医師会館（web参加）
出席者 医業税制検討委員会メンバー
厚生労働省医政局

① 令和6年度税制要望について（別紙1）

日本医師会事務局より、別紙1「令和6年度 医療に関する税制要望項目一覧（たたき台）」について報告があった。要望する17項目のうち、

「1 社会保険診療報酬等に係る消費税制度の見直し」については、委員長より有床診療所のスタンスについて問い合わせを受け、全国有床診療所連絡協議会にて実施したアンケート結果を踏まえ、有床診療所の多様性について説明を行った。

「2 医業承継時の相続・贈与に係る税制措置」について(6)個人版事業承継税制の改善等、(7)新たな医療法人の形態についての2項目については、ニーズが少ないと判断し、要望から取り下げとなった旨の報告があった。

「10 医療機関における医療DXへの対応」については、時代のニーズに沿って、新規追加項目となったとの報告があった。

今後は、日本医師会執行部において17項目の精査および絞り込みを行い、日本医師会の要望項目として厚生労働省へ提出することとなる。

② 答申スケジュールと進め方について（別紙2）

今後のスケジュールについては以下の予定で進める。

第5回医業税制検討委員会（10月4日）・・・たたき台について検討
第6回医業税制検討委員会（2月～3月を予定）・・・最終案について検討

なお、進め方として医業税制検討委員会委員長・事務局により答申案を作成し、委員会で検討していくこととなった。

テーマ（案）として「医療に係る消費税について」および「医療法人税制について」等があげられている。

③ その他

医師会が行う「検診・予防接種等の委託事業」とインボイス制度の適用について、各医師会が行政から委託事業を行う際の注意点について説明があった。

④ 次回日程

第5回医業税制検討委員会 令和5年10月4日（水）16時～18時

以上

全国有床診療所連絡協議会
茨城県 大場正二

2023.7.5

令和6年度 医療に関する税制要望項目一覧(タタキ台)

	要 望 項 目	備 考
1	<p>社会保険診療等に係る消費税制度の見直し 社会保険診療等に係る消費税について、小規模医療機関等においては非課税のまま診療報酬上の補てんを継続しつつ、一定規模以上の医療機関においては軽減税率による課税取引に早急に改めることを検討すること</p> <p>*平成31年度税制改正大綱において、以下の通り記載。 社会保険診療等に係る医療は消費税非課税である一方、その価格は診療報酬制度による公定価格となっている。このため、平成元年の消費税導入以来、仕入れ税額相当分を診療報酬で補てんする措置が講じられてきたが、補てんにばらつきがある等の指摘があった。今般の消費税率10%への引上げに際しては、診療報酬の配点方法を精緻化することにより、医療機関種別の補てんのばらつきが是正されることとなる。今後、所管省庁を中心に、実際の補てん状況を継続的に調査するとともに、その結果を踏まえて、必要に応じて、診療報酬の配点方法の見直しなど対応していくことが望まれる。</p>	<p>・2/8の検討を踏まえ3行目を修正。</p>
2	<p>医業承継時の相続・贈与に係る税制措置の改善 (1)医療法人の出資に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度の創設 (2)医療法人の出資の評価方法の改善 (3)基金拋出型医療法人における負担軽減措置の創設等 (4)認定医療法人制度に係る税制措置の延長及び拡充 (5)出資額限度法人の持分の相続税・贈与税課税の改善 (6)個人版事業承継税制の改善等 (7)新たな医療法人の形態についての検討</p> <p>* (平成19年度改正で相続時精算課税制度の特例が設けられるも医療法人は対象外。) * (平成21年度改正で創設の相続税・贈与税納税猶予制度について医療法人は対象外。) * 平成26年度税制改正において、持分あり医療法人から持分なし医療法人への移行を前提とする医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等(認定医療法人制度)創設。 * 平成29年度税制改正において、認定医療法人制度が3年延長されるとともに拡充。 * 平成30年度税制改正において、個人版事業承継税制創設。 * 令和2年度税制改正において、認定医療法人制度が3年延長。 * 令和2年度税制改正大綱において記載されなかったが、「基金拋出型医療法人における負担軽減措置の創設(所得税)」が「長期検討」項目とされた。令和3年度も同様。 * 令和3年度税制改正において個人版事業承継税制の対象資産拡充。 * 令和4年度税制改正において、「基金拋出型医療法人における負担軽減措置の創設(所得税)」が厚生労働省の要望事項とされたものの、自民党厚生労働部会の要望事項とはされず、税調で審議されなかった。 * 令和5年度税制改正大綱において、認定医療法人制度が3年3月延長されるとともに移行期限が3年から5年に拡充。</p>	<p>・4/5、(6)に「延長及び」の文言を追加(個人事業承継計画の提出期限が令和6年3月31日)。 ・7/5、(6)及び(7)削除。</p>
3	<p>社会保険診療報酬に係る対する事業税非課税措置の存続 * 令和5年度税制改正大綱において、「検討事項」として以下の通り記載。 税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。</p>	
4	<p>医療法人の社会保険診療報酬以外の部分に係る事業税について特別法人としての軽減措置税率の課税存続 * 令和5年度税制改正大綱において、「検討事項」として以下の通り記載。 税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。</p>	
5	<p>流行初期医療確保措置に係る収入に対する事業税非課税措置</p>	<p>・7/5追加、新規項目。</p>
6	<p>救急医療等確保事業への新興感染症対応(6事業目)の追加に伴う社会医療法人に対する税制措置の拡充</p>	<p>・7/5追加、新規項目。</p>
7	<p>訪日外国人患者の増加に対応する所要の税制措置</p> <p>・仮に、外国人観光客に対する自由診療の価格を社会保険診療報酬よりも高く設定せざるを得ない、社会医療法人に対する法人税非課税措置等に係る価格要件(社会保険診療報酬と同一の基準など)の判定上、不利に作用する可能性がある。 ・また、外国人観光客に対する自由診療収入の増加は、社会医療法人に対する法人税非課税措置等に係る収入要件(社会保険診療報酬等の合計額が全収入金額の8割超など)の判定上、不利に作用する可能性がある。 ・厚生労働省において、価格要件(自由診療のうち「療養の給付と直接関係ないサービス等」を除く部分について社会保険診療報酬と同一とする基準)について、訪日外国人観光客の増加により、これまで想定していなかった事務的経費が発生し、その費用として保険診療と同等の金額を超えて請求することができるか疑義が生じていることについて、その請求の可否を通知で整理(「社会医療法人等における訪日外国人診療に際しての経費の請求について」(各都道府県衛生主管(局)長宛文書、厚生労働省医政局総務課長・厚生労働省医政局医療経営支援課長、平成31年3月28日)</p>	

	要 望 項 目	備 考
8	<p>たばこ税の税率引き上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> * 平成22年度改正で1本あたり3.5円の税率引き上げ。 * 平成27年度税制改正で、旧3級品の製造たばこに係る国及び地方のたばこ税の特例税率を廃止(経過措置あり)。 * 平成30年度税制改正において、たばこ税率の引上げ、加熱式たばこの課税方式の見直しがなされた。 * 令和2年度税制改正において、軽量の葉巻たばこに係るたばこ税の課税方式の見直し。 * 令和4年度税制改正大綱に「令和4年度税制改正の基本的考え方に以下の通り記載され、税制調査会において「長期検討」項目とされた。 <p>望まない受動喫煙対策の推進や今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、地方たばこ税の活用を含め、地方公共団体が駅前・商店街などの公共の場所における屋外分煙施設等のより一層の整備を図るよう引き続き促すこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 令和5年度税制改正大綱に「令和4年度税制改正の基本的考え方に以下の通り記載された。 <p>望まない受動喫煙対策の推進や今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、地方たばこ税の活用を含め、地方公共団体が駅前・商店街などの公共の場所における屋外分煙施設等のより一層の整備を図るよう引き続き促すこととする。</p> <p>防衛力強化に係る財源確保のための税制措置 わが国の防衛力の抜本的な強化を行うに当たり、歳入・歳入両面から安定的な財源を確保する。税制部分については、令和9年度に向けて複数年かけて段階的に実施することとし、令和9年度において、1兆円強を確保する。具体的には、法人税、所得税及びたばこ税について、以下の措置を講ずる。 (中略) ③ たばこ税 3円/1本相当の引上げを、国産葉たばこ農家への影響に十分配慮しつつ、予見可能性を確保した上で、段階的に実施する。 以上の措置の施行時期は、令和6年以降の適切な時期とする。</p>	
9	<p>医療機関の設備投資を支援する税制措置の改善</p> <p>(1)医療用機器等の特別償却制度について、中小企業経営強化税制と同等の措置が受けられるよう、以下の措置を講ずること</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 医療用機器の特別償却制度について、適用対象となる取得価額を160万円に引き下げ、10%の税額控除又は即時償却の選択適用とするとともに、適用期限を延長すること ② 勤務時間短縮用設備等に係る特別償却制度及び構想適合病院用建物等に係る特別償却制度について、税額控除の導入、特別償却率の引き上げの措置を講ずるとともに、適用期限を延長すること <p>(2)中小医療機関の設備投資を支援するため、以下の①又は②のいずれかの措置を講ずること</p> <ul style="list-style-type: none"> ①中小企業経営強化税制の医療保健業についての対象設備に、医療保健業の用に供する医療用機器及び建物附属設備を追加するとともに、適用期限を延長すること ② ①と同等の新たな税制措置を創設すること <p>(3)医療用機器について、(1)①の医療用機器に係る特別償却制度と(2)の措置の選択適用ができるようにすること</p> <p>(4)中小企業投資促進税制の適用期限を延長すること</p> <p>(1)医療用機器等特別償却制度</p> <ul style="list-style-type: none"> * 平成21年度要望一部実現(適用期限を平成23.3.31に延長、対象機器を一定の範囲に限定)。 * 平成23年度要望一部実現(適用期限を平成25.3.31に延長、対象機器を一定の範囲に限定し、税率を引き下げ)。 * 平成25年度要望一部実現(適用期限を平成27.3.31に延長、対象機器を一部見直し) * 平成27年度要望一部実現(適用期限を平成29.3.31に延長、医療の安全の確保に資する機器に係る措置を廃止、対象機器を一部見直し) * 平成29年度要望一部実現(適用期限を平成31.3.31に延長、対象機器を一部見直し) * 平成31年度税制改正において、長時間労働の実態が指摘される医師の勤務時間短縮のため必要な器具及び備品、ソフトウェア、また地域医療提供体制の確保のため地域医療構想で合意された病床の再編等の建物及びその附属設備、さらに共同利用の推進など効率的な配置の促進に向けた高額医療機器の3点において、特別償却制度の拡充・見直し。 * 令和3年度税制改正において、いずれも2年延長となり、医療用機器に係る措置については、診療所における全身用CT及び全身用MRIの配置効率化等を促すための措置を講ずるとともに対象機器を一部見直し。 * 令和5年度税制改正大綱において、いずれも2年延長となり、医療用機器に対する措置については対象機器を見直し。 <p>(2)中小企業者等に対する特例措置</p> <ul style="list-style-type: none"> * 令和3年度税制改正において、中小企業経営強化税制と中小企業投資促進税制は、いずれも2年延長・見直し、商業・サービス業・農林水産業活性化税制は廃止。 * 令和5年度税制改正大綱において、中小企業経営強化税制と中小企業投資促進税制は、いずれも2年延長・見直し。 	<p>・2/8の検討を踏まえ要望項目とした。</p>

	要 望 項 目	備考
10	<p>医療機関における医療DXへの対応及び省エネルギー化に資する設備投資等を支援する税制措置 ①即時償却又は税額控除(10%)を選択適用できる措置 ②一定期間の固定資産税の非課税措置</p>	・7/5追加、新規項目。
11	病院・診療所用の建物の耐用年数の短縮	
12	<p>医療機関が取得する償却資産に係る固定資産税についての所要の税制措置 (1)生産性向上や質上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置生産性向上特別措置法による固定資産税軽減措置について医療法人等の非営利法人を適用対象に加えるとともに、適用期限を延長すること(※) (2)医療機関が取得する新規の器具・備品や建物附属設備などの償却資産の投資に係る固定資産税軽減措置を全国一律の要件で適用する措置として講ずること(※) (3)固定資産税の償却資産の申告期限を法人税申告期限と統一すること</p> <p>*平成29年度要望実現。中小企業の生産性向上のための固定資産税の特例が拡充され、対象設備に一定の器具備品・建物附属設備・工具が追加された。 *平成30年度改正で生産性向上特別措置法による固定資産税軽減措置が創設された。 *令和3年度税制改正において、生産性向上特別措置法による固定資産税軽減措置は2年延長、延長後の適用期限の到来をもって廃止。 *令和5年度税制改正大綱において、生産性向上や質上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置が新設。</p>	
13	<p>医療機関の防災・減災対策を支援するための税制措置、以下の措置を講ずること ①医療機関が取得した耐震構造建物、防災構造施設・設備等に係る税制上の特例措置創設 ②中小企業防災・減災投資促進税制について医療法人等の非営利法人を適用対象に加えるとともに、適用期限を延長すること</p> <p>*平成18年度要望一部実現。(特定建築物の耐震改修工事について10%の特別償却。) *平成20年度要望一部実現(耐震改修促進税制適用期限延長、地震防災対策用資産の課税標準の特定を見直しの上適用期限延長)。 *平成21年度要望一部実現(地震防災対策用資産に係る特例措置の延長・拡充) *平成22年度税制改正において、地震防災対策用償却資産に係る固定資産税の特例の適用期限を4年延長の上廃止、耐震改修促進税制は廃止。 *平成23年度税制改正において、地震防災対策用資産取得にかかる特例措置(所得税・法人税)が廃止。 *平成26年度税制改正において、①耐震改修投資促進税制の創設(法人税・所得税)、②耐震改修を行った既存家屋に係る固定資産税減額措置の創設。 *平成31年度税制改正大綱において、中小企防災・減災投資促進税制が創設された。ただし、法人については、医療法人等の非営利法人は対象外。 *令和3年度税制改正において中小企防災・減災投資促進税制は延長(対象は令和5年3月31日までの間に中小企業等経営強化法の事業継続力強化計画等の認定を受けた中小企業者等とし、対象資産をその認定を受けた日から1年以内に、取得等することが要件)・見直し。 *令和5年度税制改正大綱において、中小企業防災・減災投資促進税制は2年延長・見直し。</p>	
14	<p>地域医療構想実現に向けた再編計画に係る不動産取得税軽減措置税制措置の延長等 (1)登録免許税軽減措置の適用期限を延長すること (2)固定資産税軽減措置を新たに講ずること</p> <p>*令和3年度税制改正において、登録免許税の軽減措置が創設。 *令和4年度税制改正において、不動産取得税の軽減措置が創設。 *令和5年度税制改正において、登録免許税の軽減措置が3年延長。</p>	・7/5追加。

	要 望 項 目	備 考
15	<p>社会保険診療報酬の所得計算の特例措置(いわゆる四段階税制)存続</p> <p>*平成25年度税制改正に於いて、その年の医業収入が7千万円超の者は適用対象から除外されることとなった。</p>	
16	<p>公益法人等に関わる所要の税制措置</p> <p>(1)医師会について 開放型病院等の法人税非課税措置の拡充、 開放型病院等の固定資産税等非課税措置の恒久化、その他の措置</p> <p>(2)公益法人等への課税強化を行わないこと</p> <p>(3)一定の医療保健業を行う非営利型法人等に係る固定資産税等軽減措置及び公益目的事業として行う医療保健業に係る固定資産税等軽減措置</p> <p>*平成20年度要望一部実現。(公益認定を受けた医師会等について寄附金税制等実現、医師会立開放型病院等に対する法人非課税措置は要件の見直しを行った上で存続、医師会等の看護学校等についての固定資産税等の非課税措置は経過措置として存続の上見直し。)</p> <p>*平成21年度要望一部実現(一定の要件を満たす一般社団法人が行う看護学校等固定資産税等非課税措置が恒久措置とされた)。</p> <p>*平成23年度税制改正において、公益社団法人等の寄附についての所得税額の特別控除創設。</p> <p>*平成26年3月31日をもって、特例民法法人から一般法人へ移行した無料低額診療を行う福祉病院に対する固定資産税等非課税措置は経過措置が終了し廃止。</p> <p>*平成29年度税制改正大綱において「基本的考え方」として以下のとおり記載。 公益法人等課税については、非収益事業について民間競争が生じているのではないかと指摘がある一方で、関連制度の見直しが行われており、その効果をよく注視する。あわせて、収益事業への課税において、軽減税率とみなし寄附金制度がともに適用されることが過剰な支援となっていないかといった点について実態を丁寧に検証しつつ、課税のあり方について引き続き検討を行う。</p>	
17	<p>社会医療法人・認定医療法人等の認定要件等における補助金収入の取扱いの見直し</p> <p>*令和3年3月31日付け厚生労働省医政局長通知により、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金その他の新型コロナ対応のために国又は地方公共団体が交付する補助金のうち固定資産の取得に係るもの以外については、要件設定の趣旨に照らして、当面の間、社会保険診療等に係る収入金額(分子)及び全収入金額(分母)に算入するものとする事とされた。</p>	

要 望 項 目	備 考
---------	-----

○令和5年度税制改正要望項目のうち令和6年度タタキ台に取り上げていないもの

<p>子育て支援サービスの利用者に対する税制措置の創設 少子化対策及び、病院等に勤務する医療従事者の子育て支援並びに勤務環境を改善するため、ベビースitter等の子育て支援のサービス利用に要する費用を、税制上の控除対象とする措置を講ずること</p> <p>①事業所内託児所関連 *平成27年度税制改正において、以下の措置がとられた。 固定資産税・不動産取得税軽減措置について 事業所内保育事業(利用定員が6人以上)の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税について、非課税とする措置。 事業所内保育事業(利用定員が6人以上)の用に供する不動産に係る不動産取得税について、非課税とする措置。 くるみん税制について 次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却制度について、対象法人に次世代支援対策推進法の特例基準適合認定を受けた法人を加え、対象資産を一般事業主行動計画に記載された器具備品、車両運搬具並びに建物及び建物附属設備で、次世代育成支援対策に資する一定のものとし、割増償却率につき見直しを行ったうえ、その適用期限を3年延長 *平成29年度税制改正において、固定資産税・不動産取得税軽減措置が拡充された。 *平成30税制改正大綱において、くるみん税制を廃止の上、企業主導型保育施設割増償却制度創設として、以下の通り記載。 青色申告書を提出する法人が、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に、企業主導型保育施設用資産の取得等をして、その保育事業の用に供した場合には、3年間12%(建物等及び構築物については、15%)の割増償却ができることとする(所得税についても同様とする。) *令和2年度税制改正において企業主導型保育施設用資産の割増償却制度は廃止。</p> <p>②特定支出控除関連 *平成30年度税制改正大綱において、「基本的考え方」として以下の通り記載。 経済社会の著しい構造変化の中で、近年、結婚や出産をする経済的余裕がない若者が増加しており、こうした若い世代や子育て世帯に光を当てていくことが重要である。そのため、税制のみならず、社会保障制度、労働政策等の面を含め、総合的な取組みを進める必要がある。 *令和2年度税制改正大綱への記載はなかったが、「子育て支援に係る税制上の措置」が「長期検討」項目とされた。</p>	<p>・2/8の検討を踏まえ要望項目から外した。</p>
<p>医師少数区域等に所在する医療機関の固定資産税・不動産取得税に係る税制措置の創設</p> <p>*平成29年度要望実現。中小企業の生産性向上のための固定資産税の特例が拡充され、対象設備に一定の器具備品・建物不足設備・工具が追加された。 *厚労省の平成29年度税制要望として「かかりつけ医機能及び在宅医療の推進に係る診療所の税制措置の創設(固定資産税・不動産取得税)」が取り上げられた。</p>	<p>・2/8の検討を踏まえ要望項目から外した。</p>
<p>新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関・医療従事者に対する税制措置</p>	<p>・2/8の検討を踏まえ要望項目から外した。</p>
<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者に対する税制措置</p>	<p>・2/8の検討を踏まえ要望項目から外した。</p>

答申について(案)

令和5年7月5日

1. スケジュール

第4回医業税制検討 委員会 (7月5日)	以下の事項について確認する。 ○進め方 ○テーマ
第5回医業税制検討 委員会 (10月4日)	○たたき台について検討
第6回医業税制検討 委員会 (未定:2月~3月)	○最終案について検討

2. 進め方

緑川委員長(渡邊先生)・事務局により答申案を作成し、委員会でご検討いただく。

3. テーマ(案)

	項 目	備 考
1	医療に係る消費税について	
2	医療法人税制について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定医療法人制度 ・ 事業承継税制 ・ 基金拠出型医療法人への税制措置 ・ 相続税評価
3	その他	

(参考) 諮問

「医療における税制上の諸課題およびあるべき税制」についてご検討されたい。

以上